

# 事業者の皆様へ

県内市町村と島根県からのお知らせ



島根県観光キャラクター  
「しまねっこ」  
島根県庁第5207号

## 2019年度から

# 個人住民税の特別徴収を徹底します。

## (給与からの天引き)

- 特別徴収の徹底に伴い、普通徴収に切替ができる従業員は、一定の基準を満たす場合に限られます。
- 特別徴収ができない従業員がいる場合、給与支払報告書の提出手続きが変更となります。

個人住民税（個人市町村民税と個人県民税）の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、事業者（給与支払者）が毎月従業員に支払う給与から個人住民税を徴収（天引き）し、個人住民税の納税義務者である従業員に代わって、納入していただく制度で、法律で義務付けられています。

詳しくは、島根県税務課のホームページをご覧ください。



島根県 特別徴収

検索

### お問い合わせ先

団体名	担当課	電話番号	団体名	担当課	電話番号	団体名	担当課	電話番号
松江市	市民税課	0852-55-5151	浜田市	税務課	0855-25-9232	出雲市	市民税課	0853-21-6898
益田市	税務課	0856-31-0609	大田市	税務課	0854-83-8022	安来市	税務課	0854-23-3041
江津市	税務課	0855-52-7931	雲南市	税務課	0854-40-1034	奥出雲町	税務課	0854-52-2671
飯南町	住民課	0854-76-2213	川本町	町民生活課	0855-72-0632	美郷町	住民課	0855-75-1213
邑南町	税務課	0855-95-1193	津和野町	税務住民課	0856-74-0069	吉賀町	税務住民課	0856-77-1113
海士町	住民生活課	08514-2-0858	西ノ島町	町民課	08514-6-0103	知夫村	総務課	08514-8-2211
隠岐の島町	税務課	08512-2-8574	島根県	税務課	0852-22-6830			

島根県内各市町村(住民税担当課)

島根県(総務部税務課)

特別徴収できない従業員がいる場合（普通徴収を認める基準に該当する場合）は、次の「普通徴収への切替手続き」により給与支払報告書を市町村へ提出してください。



# 1 普通徴収への切替手続き

給与支払報告書を各市町村に提出していただく際、特別徴収ができない（普通徴収を認める基準に該当する）従業員がいる場合は、「普通徴収切替理由書」（下記様式）を提出してください。

普通徴収切替理由書

年 月 日提出		市 町 村 名		指 定 番 号
特別徴収義務者名				
記号	略語	普通徴収切替理由	人数	
A	2名以下	受給総人員(下記B～F該当者を除いた合計)が2名以下の事業所	人	
B	他特徴	他の支払者から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている方(乙欄該当者)	人	
C	少額	毎月の給与支払額が少額であり、個人住民税を引ききれない方	人	
D	不定期	給与が毎月支給されていない方(不定期受給)	人	
E	専従者	専従者給与が支給されている方(個人事業主のみ対象)	人	
F	退職者	退職された方又は5月31日までに退職予定の方(休職者を含む)	人	
G	システム	特別徴収実施のために電算システムの改修が必要	人	
普通徴収対象者合計人数			人	

# 2 普通徴収を認める基準 (島根県統一基準)

- A. 受給者総人員（下記B～F 該当者を除いた合計）が2名以下の事業所
- B. 他の支払者から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている。
- C. 毎月の給与支払額が少額で、個人住民税の月割額が給与天引きできない。
- D. 給与の支払いが2か月に1回や年間4回など、不規則である。
- E. 青色・白色申告を行う個人事業者から給与の支払いを受ける同一生計の親族
- F. 退職者又は5月31日までに退職予定
- G. 特別徴収実施のために電算システムの改修が必要な事業所

# 3 給与支払報告書 (個人別明細書) の記載方法

「普通徴収切替理由書」の提出とともに、給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に普通徴収に該当する理由（記号又は略語）を必ず記載してください。個人別明細書の摘要欄に理由の記載がない場合は、特別徴収となります。

eLTAX や光ディスクで給与支払報告書を提出する場合、普通徴収に該当する従業員の「給与支払報告書（個人別明細書）」の普通徴収項目にチェック（光ディスクの場合は、普通徴収のコード入力）を行い、摘要欄にも書面による提出と同様に普通徴収に該当する理由（記号又は略語）を入力してください。

なお、eLTAX や光ディスクで給与支払報告書を提出する場合、「普通徴収切替理由書」の提出は不要です。ただし、上記の入力がない場合、書面での提出と同様に特別徴収となります。

普通徴収の理由を各従業員の給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に記入してください。

給与支払報告書（個人別明細書）

松江市殿町★一★一★

課長  
シマネ タロウ  
島根 太郎

給与等 8435100 6391590 3180000 0

社会保険料の金額 360000 120000 50000 223600

【F】又は「退職者」

前職：有限会社 ○×商店 年3月30日退職  
支払金額：2,500,000円 社会保険料100,000円 源泉徴収税額：23,100円